

青少年指導者(初級)認定制度のご案内

青少年指導者って？

”青少年指導者“とは、地域で活躍する青少年(主に小中高生)として県が認めた人のことです。今後も、リーダーとして地域に関わってもらうことが期待されます。

活動時間や内容によって、初級・中級・上級の3種類の認定があり、今回みなさんにご案内するのは、青少年指導者“初級”の認定です。



青少年指導者(初級)になるには？

中学生以上で、”静岡県青少年指導者(初級)”の認定を受けられます。

認定されるには次の4つをする必要があります。

STEP1 ボランティア体験講座[2時間]の受講

STEP2 救命講習[3時間]の受講

学校か消防署で行われる「普通救命講習」を各自申し込んで、受講してください。講習修了者には修了証が交付されます。消防署で行われるものは次のとおりです。

[日 時] 毎月第3土曜日 午前9時～正午

[会 場] 菊川市消防本部 2階救急指導室(東横地 385 番地)

[申 込] 菊川市消防署 救急係 (0537-35-3283)へ電話申込

STEP3 ボランティア活動 [年間 16 時間以上]

同じ年度中に、16 時間以上のボランティア活動をしてください。☆ボランティアカードで活動の記録をしてください。

すべて

修了後

STEP4 市へ申請

[必要書類]

- ①申請書…様式第6号
 - ②活動体験文…様式第7号
 - ③ボランティアカードの写し
 - ④救命講習修了証の写し
- の4点



認定証取得！

認定証は学校を通じて配布します。

Q&A

Q 『青少年指導者認定』と『菊川市ボランティア級認定』の2つとも受けない

A 中学生以上で、ボランティアカードのポイント数(活動時間数)が達していれば、2つとも受けることができます。ただし、申請はそれぞれ必要です。

Q 16時間活動するにはどうしたらいいですか？

A 市が募集するボランティアに申し込むほか、今年度すでに活動した方は、社会教育課へ報告していただければ、直接、ボランティア受入れの交渉をしてもらっても結構です。

Q 中級指導者や上級指導者を目指したい

A 中級および上級指導者の認定は、高校生以上が対象です。

ただし、中級および上級指導者として認定を受けるために参加が必要な体験事業等は、菊川市内では開催されていません。

静岡県ホームページ※に中級・上級の認定を受けるために参加が必要な体験事業が掲載されていますので、各事業の主催者にお問い合わせください。

※静岡県公式ホームページ>組織別情報>教育委員会>社会教育>青少年関係情報>青少年指導者級別認定事業

青少年指導者級別認定事業

地域で活躍する青少年指導者の養成と確保のため、県教育委員会が定めた基準のもと、級位(初級、中級、上級)を認定する事業です。

初級青少年指導者
中学生も取得できます!!
年間20時間以上の研修(ボランティア)

中級青少年指導者
年間60時間以上の中級研修(ボランティア)※

上級青少年指導者
上級取得研修会(1日)
29日間以上の実績
・15日の上級研修
・14日以上指導的立場での活動実績

対象 12歳以上~ 中学校卒業~ 中学校卒業~

※他の取得方法も有 詳細はHPで確認

Q 青少年指導者として認定されたら、どのようなことをすればいいですか？

A 今後も、ボランティア活動など、小中高生のお手本となるような活動を続けてください。